

令和7年度措置状況調査結果一覧表

| | 監査名 | 部局 | 担当課 | 指摘事項（要約） | 指摘区分 | R7調査 | R7措置状況 | R7結果判断 |
|---|------|----------|----------|---------------------------|-------|------|--------|--------|
| 1 | R5決算 | 産業まちづくり部 | 道路公園課 | 街路樹管理事業・公園管理事業・公園緑化協会育成事業 | 検討・改善 | ○ | 一部措置 | 完結 |
| 2 | R5決算 | 市民人権部 | 人権・市民協働課 | 男女共同参画推進事務・国際化施策推進事業 | 意見・要望 | ○ | 措置完了 | 完結 |
| 3 | R5決算 | 教育総務部 | 学校給食課 | 学校給食管理運営事業・中学校給食事業 | 検討・改善 | ○ | 措置完了 | 完結 |
| 4 | R5決算 | こども未来部 | こども政策課 | 子ども食堂運営支援事業 | 検討・改善 | ○ | 措置中 | 完結 |
| 5 | R6定期 | まちづくり部 | 都市計画課 | 駅前整備基金について | 検討・改善 | ○ | 検討中 | 継続 |
| 6 | R6定期 | 産業部 | 商工観光課 | 地域就労支援事業について | 検討・改善 | ○ | 措置中 | 完結 |
| 7 | R6決算 | こども未来部 | こども政策課 | こどもまんなか推進事業 | 意見・要望 | — | 措置完了 | 完結 |

※調査の継続については監査委員の判断によるものとする。

「R7調査」欄が『—』のものは任意回答としたもの。

監査等指摘事項措置状況管理票

| | | | |
|-------------|-----------|------------|---|
| 監査名 | 令和5年度決算審査 | 指摘日 | 令和6年8月15日 |
| 部局名 | 産業まちづくり部 | 課名 | 道路公園課 |
| 指摘事項等 | | | <p>【検討・改善】街路樹管理事業・公園管理事業・公園緑化協会育成事業 道路公園課では、市内の街路樹、公園の樹木・施設の維持管理を一般財団法人公園緑化協会（以下「協会」という。）への委託により行っている。 協会は、富田林市公園緑化・愛護・緑化推進活動事業補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）に基づき、公園緑化・愛護・緑化推進活動事業を効果的かつ効率的に遂行するという目的の下、市の補助金交付団体となっており、また、毎年度市に経営状況報告書を提出しており、当審査で指摘する点はない。</p> <p>協会は、要綱所定の補助対象事業（公園緑化協会育成事業）のほか市委託事業を行っている。樹木医の資格を持つ職員を置き、樹木の剪定、害虫駆除対策などに日々努めていることを確認した。</p> <p>以上述べたように、協会が行っている事業には法的根拠があり、そのこと自体に何ら問題はない。しかし、要綱で補助金の執行の適正化が求められている他、市委託事業についても監査の対象となることは言うまでもない。</p> <p>監査の観点から市委託事業について見たところ、委託内容の一部や実績報告に対する担当課の確認の点で改めて検討が必要な部分があるとの認識をもった。</p> <p>特に、街路樹管理業務に含まれている富田林駅・喜志駅の巡回清掃については、協会が公益社団法人富田林市シルバー人材センターに再委託して実施している。そもそも清掃業務を協会に委託することについて、担当課の説明では両駅周辺の樹木の管理上協会への委託が合理的であるとのことであるが、要綱の目的に照らし必ずしも当然のこととは言えないのではないか、再検討が必要と考える。</p> <p>また、補助対象事業（公園緑化協会育成事業）においては、常任理事、事務職、プロパー職員の人事費を補助金として支出しており、市委託事業の支出明細との整合性についてチェックが必要との認識を持った。各事業が、それぞれ適正かつより効率的・効果的に実施されるよう、改めて、現体制のあり方を定性的な観点だけでなく、定量的な観点からも検証されたい。</p> <p>（令和6年8月15日 令和5年度決算審査）</p> |
| 調査回答令和6年度 | | | <p>令和6年4月の機構改革により、これまで別部署であった道路部門と公園部門が一つとなり、道路公園課が新たに組織されました。</p> <p>今回、指摘を頂いた内容については、委託先である一般財団法人公園緑化協会との協議（特に現体制のあり方について）が必要不可欠なことから、令和6年度および令和7年度において協会と「現体制のあり方」も含め協議を行う予定です。</p> <p>（令和6年9月30日現在 措置状況 検討中 令和8年度措置完了見込）</p> |
| 措置状況調査令和7年度 | | | <p>街路樹管理事業における駅前巡回清掃については、令和9年度を目途に道路公園課より委託するよう進めてまいります。また、一般財団法人公園緑化協会については、市が協会職員の人事費を補助金として支出している団体ではございますが、組織としては外部組織となるため、今後の「現体制（緑化協会）のあり方」については、協会の理解と協力が必要不可欠となりますことから、現在も府内での協議および緑化協会との調整を継続して行っているところです。</p> <p>（令和7年9月30日現在 検討・改善状況）</p> |
| 措置状況 | 一部措置 | 措置完了(見込)年度 | 令和9年度 |

※措置完了したものについては、措置状況調査欄に措置内容を記載すること。

※本調査後に措置完了したものについては、措置通知を提出すること。

監査等指摘事項措置状況管理票

| | | | |
|---|-----------|------------|---|
| 監査名 | 令和5年度決算審査 | 指摘日 | 令和6年8月15日 |
| 部局名 | 市民人権部 | 課名 | 人権・市民協働課 |
| 指 摘 事 項 等 | | | <p>【意見・要望】男女共同参画推進事務・国際化施策推進事業</p> <p>人権・市民協働課では、前項でも触れた本年度に完成した多文化共生・人権プラザについて改めて述べる。多文化共生・人権プラザは、人権教育・啓発、多文化共生、男女共同参画の推進及び市民の交流拠点として、地域福祉の向上を図り、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現を目的とし、約4億6千万円をかけて建設された鉄筋コンクリート造三階建延べ床面積993.22平方メートルの建物である。</p> <p>人権教育・啓発と地域福祉の向上については、多文化共生・人権プラザの建設に際して廃止される旧人権文化センター（延べ床1034.32平方メートル）が有していた機能を引き継ぎ、これに加え、多文化共生、男女共同参画の両機能を加えた施設として生まれ変わったものである。</p> <p>しかし、これら三機能を担う建物として当初から多文化共生・人権プラザが計画されたものであるということは、令和4、5年度事業評価シート及び実施計画シートに表記されているが、多文化共生の役割を担う国際化施策推進事業や男女共同参画推進事業の令和6年度事業評価シート上、多文化共生・人権プラザへの施設移転が明確に表記されていない。</p> <p>また、担当課からは、完成した多文化共生・人権プラザ内での聴取において、これら三機能を担う各事業とも多文化共生・人権プラザ施設移転をふまえた新規取組みの展開について説明を受けた。しかし、これらの新規取組みの計画若しくは目標が、多文化共生・人権プラザの計画段階から、一般市民に分かる形で説明されていたとは言いかたい。</p> <p>本市の未来とその財政を考えるとき、とくに多額の建設費の投入を要する事業については、それが数十年にわたって存在するものであることからも、建設計画段階からその必要性と相当性を十分検討する必要がある。</p> |
| (令和6年8月15日 令和5年度決算審査) | | | |
| 調 査 回 答 令 和 6 年 度 | | | 国際化施策推進事業と男女共同参画推進事業の令和6年度事業評価シートを修正し、両事業の一部を多文化共生・人権プラザで実施していくことを明記することで、新たな機能を有する施設として新規事業の展開や今後のめざすべき方向性を広く市民に周知していく方向性で検討中である。 |
| (令和6年9月30日現在 措置状況 検討中 令和6年度完了見込) | | | |
| 措 置 状 況 調 査 令 和 7 年 度 | | | 国際化施策推進事業と男女共同参画推進事業の令和6年度事業評価シートを修正し、両事業の一部を多文化共生・人権プラザで実施していくことを明記しました。 令和6年12月5日措置完了 |
| (令和7年9月30日現在 検討・改善状況) | | | |
| 措置状況 | 措置完了 | 措置完了(見込)年度 | 令和6年度 |

※措置完了したものについては、措置状況調査欄に措置内容を記載すること。

※本調査後に措置完了したものについては、措置通知を提出すること。

監査等指摘事項措置状況管理票

| | | | |
|---|--|--------|-----------|
| 監査名 | 令和5年度決算審査 | 指摘日 | 令和6年8月15日 |
| 部局名 | 教育総務部 | 課名 | 学校給食課 |
| 指 摘 事 項 等 | <p>【検討・改善】学校給食管理運営事業・中学校給食事業</p> <p>学校給食センターは、平成30年3月完成から約6年が経過し、設備については日々メンテナンスを行っているものの、使用状況により修繕が発生している。</p> <p>設備の状況については栄養士や委託している富田林市学校給食株式会社より報告がなされているとのことで、緊急突発での修繕も多くなっているようである。</p> <p>衛生管理の面からすぐに修繕が必要であることは当然のことではあるが、管理台帳により設備の耐用年数の把握を行うとともに、計画的なメンテナンスを行うなど、安全で安心な学校給食を安定的に提供できるよう努められたい。</p> | | |
| | (令和6年8月15日 令和5年度決算審査) | | |
| 調 査 回 答 令 和 6 年 度 | <p>学校給食センターの設備について、耐用年数を把握し、計画的なメンテナンスを行うため、管理台帳の作成に向けて検討を進めています。適切に設備を維持管理することにより、安全安心な学校給食を安定して提供できるよう努めてまいります。</p> | | |
| | (令和6年9月30日現在 措置状況 検討中 令和6年度完了見込) | | |
| 措 置 状 況 調 査 令 和 7 年 度 | <p>令和6年度において、学校給食センターの厨房機器に関する設備について耐用年数を考慮した「管理台帳」の作成が完了しております。この管理台帳により把握点検し、その結果をもとに修繕等を実施することにより、計画的なメンテナンスを行ってまいります。</p> <p>令和7年度においては、当初予算による点検業務を夏期休業期間に実施しており、その点検結果をもとに、令和8年度において修繕等を実施するための予算要望を行ってまいります。</p> <p>学校給食センターの設備については、計画的にメンテナンスを行い、適切に維持管理することにより、今後も安全で安心な学校給食を安定的に提供できるよう努めてまいります。</p> <p>令和7年3月31日措置完了</p> | | |
| | (令和7年9月30日現在 検討・改善状況) | | |
| 措置状況 | 措置完了 | 措置完了年度 | 令和6年度 |

※措置完了したものについては、措置状況調査欄に措置内容を記載すること。

※本調査後に措置完了したものについては、措置通知を提出すること。

監査等指摘事項措置状況管理票

| | | | |
|--|-----------|-----|--|
| 監査名 | 令和5年度決算審査 | 指摘日 | 令和6年8月15日 |
| 部局名 | こども未来部 | 課名 | こども政策課 |
| 指 摘 事 項 等 | | | <p>【検討・改善】子ども食堂運営支援事業</p> <p>こども未来室（現こども政策課）が所管する子ども食堂運営支援事業では、富田林市子ども食堂補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）に基づき、対象団体に補助金が支給されている。</p> <p>要綱第5条には、「運営経費から補助対象事業に係る収入額を控除して得た額又は1食当たり250円に総食数を乗じた額のいずれか低い方の額」を補助対象経費とする旨が明記されており、同補助金の算定は「総食数」を基準としている。しかしながら、この「総食数」が意味するところが必ずしも明確でない。</p> <p>この点、要綱第11条で提出が義務付けられている実績報告書のうち事業実績書（様式第5号）では、「食事提供数」と記載されており、実際に提供した食数であるようにも読み取れる。ところが、所管課の説明では「食事提供数」は「調理食数」とのことである。今回確認した団体の実績報告書には、参加者数等の記録はなく、結果として、実績報告書から運営の実態が読み取れない。</p> <p>この点については、子ども食堂補助金の制度趣旨に立ち返り、子どもの居場所づくり推進の要請と補助金交付制度のあり方の兼ね合いをよく検討して、算定基準である「総食数」の解釈運用を検討されたい。</p> <p>また、担当課は、以下の二点について事業者へのフォローが求められる。すなわち、①飲食店等の関係者が子ども食堂を運営しているケースにあたり、食材等の購入に際し疑義を持たれないようすること、②「子ども食堂運営中の事故等に備えて、傷害保険、生産物損害賠償保険等に加入すること」（要綱第4条第2項第5号）の確実な履行、である。</p> <p>さらに、同事業の予算は増加傾向にある。物価高等の影響もあり市からの補助金が無くては運営が継続できない状況にある。民間の善意で始められた取組みでこれに制約をかけるものでは決してないものの、民間からの食料品等の寄附に頼らざるを得ないところである。市の予算のことも考えて、本事業を持続可能なものにするために企業等からの寄附などを活用することなども含め、よくよく検討されたい。</p> |
| (令和6年8月15日 令和5年度決算審査) | | | |
| ご指摘事項の4点について、下記のとおり改善・対策の検討状況を報告します。 | | | |
| <p>①算定基準である「総食数」の解釈運用について</p> <p>「総食数」については、これまで「調理食数」を提供食数と解釈し運用してまいりましたが、ご指摘を踏まえ補助金制度の見直しを進めており、算定基準となる食数の適正管理について改善案を検討しているところです。具体的には、市から新たに共通様式として各回の参加者名簿を作成・提供し、各団体から市に提出してもらうことを想定しています。これに伴い、「総食数」の解釈も実際の提供食数（参加者数）としての解釈とする予定です。</p> <p>②飲食店等が運営する食堂に係る、食材等経費の適正管理について</p> <p>食材等経費の適正管理については、令和6年5月9日に開催した子ども食堂ネットワーク研修において領収証等を含む運営に関する適正管理を依頼するなど、改善に取り組んできました。</p> <p>また、補助金制度の見直し検討の中で、提供食数及び月別の開催回数で分類した「定額の助成金制度」への改変を検討しています。これにより、毎年度の実績確認に係る団体及び市の事務負担を軽減するとともに、詳細確認・指導等が必要な団体等においては、領収書による経費確認を含めた個別調査を行い、食堂の適正管理・適正運営につなげていきたいと考えています。</p> | | | |
| 令和 調査 | | | |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>③各食堂における傷害保険、生産物損害賠償保険等の加入について これまでにおいても、補助金募集要項に記載するとともに、食堂の新規開設の相談・調整の際に、市や社会福祉協議会の担当から、傷害・損害賠償保険への加入を依頼しています。多くの団体が大阪府社会協議会の「ボランティア・市民活動行事保険」等を活用いただいており、補助金の実績報告時に書面で確認しています。一方で、飲食店においては補助対象外経費として実績報告時に保険加入を書面で把握していない食堂もあるため、毎年度の補助金申請時に保険加入を書面で確認するなど、運用面のルール構築を検討します。</p> <p>④今後の予算面も含めた企業等からの寄附活用等の方策について これまでにおいても、JAあすかくる羽曳野店や（株）関西スーパーなどによる定期的な食材寄附をはじめ、市民等からの寄附をとりまとめ、月1回の食材分配を実施しており、多くの団体様にご利用いただいております。また、本年10月には市として初の市民を対象としたフードドライブ事業も実施し、多くの方から食材等の寄附を受け付け、市内に分配する予定です（令和6年10月7日及び8日で実施済）。 今後も新規食堂の開設が進むと予想される中、市の予算面も考慮のうえ、食材寄附はもちろん、民間団体が行う活動費支援等のメニューも積極的に周知し、活用の促進を図ってまいります。</p> <p>（令和6年9月30日現在 措置状況 検討中 令和7年度完了見込）</p> |
| 措置状況調査 令和7年度 | <p>上記指摘事項の①～④について、下記のとおり措置（対応）していますので報告します。 ①「総食数」の解釈運用については、令和7年4月1日付で「富田林市子ども食堂補助金交付要綱」を改正し、「運営経費の補助基準額の導入」や「追加設備等経費・居場所づくり活動経費補助の新設」等を反映した新たな補助金制度の運用を開始しました。この「運営経費の補助基準額の導入」にあたり、算定基準となる食数について、新たに参加者名簿の様式案を用意し、その作成・提出をルール化するとともに、「総食数」を実際の提供食数（参加者数）として改めて定義付けしたこと、適正把握と補助金への反映につなげています。</p> <p>②食材等経費の適正管理については、補助金改正にあたり、令和7年3月にすべての補助対象団体に個別訪問し、①記載のとおり「運営経費の補助基準額」（区分に応じた定額補助金額設定）の導入等、改正内容や今後の運営についての説明・意見交換を行いました。その中で、特に飲食店等については、領収書の適正管理を改めて説明・依頼しました。また、改正補助金制度においては、事務効率化・負担軽減の観点から、「1件あたり2万円未満の領収書の提出は不要」とする運用を新たに導入しましたが、飲食店等はその限りではなく、全ての提出を求める内容としており、引き続き補助金の適正管理につなげています。</p> <p>③傷害保険、生産物損害賠償保険等の加入については、改めて保険加入の必要性を各団体への個別説明時に訴求するとともに、従来の年度完了後における事後確認から、年度当初の補助金申請時に加入証明等の書面提出を求める事前確認の運用に変更しました。</p> <p>④企業等の寄附活用については、各家庭の食材等を寄付いただき市内の子ども食堂などに分配する「フードドライブTonTon+α」を令和7年10月6日・7日に開催するとともに、本年4月に開設された「つながりフードサポートセンター」（通称「つなサポ」）とも、市内の子ども食堂支援に向け連携を開始しています。また、各団体への個別説明時に改めて企業寄附等の活用について紹介するとともに、子ども食堂ネットワーク研修会として、令和7年11月8日（土）に「子どもの居場所としての子ども食堂～堺市の取り組みに学ぶ～」を開催し、団体同士のネットワークや企業寄附等を効果的に活用し運営されている事例を学ぶ機会創出により、周知啓発を図る予定です。</p> <p>（令和7年9月30日現在 検討・改善状況）</p> |

| 措置状況 | 措置中 | 措置完了(見込)年度 | 令和7年度 |
|------|-----|------------|-------|
|------|-----|------------|-------|

※措置完了したものについては、措置状況調査欄に措置内容を記載すること。

※本調査後に措置完了したものについては、措置通知を提出すること。

監査等指摘事項措置状況管理票

| | | | |
|-----------------------|--|------------|----------|
| 監査名 | 令和6年度定期監査 | 指摘日 | 令和7年5月1日 |
| 部局名 | まちづくり部 | 課名 | 都市計画課 |
| 指 摘 事 項 等 | <p>【検討・改善】駅前整備基金について</p> <p>富田林駅南地区都市再生整備計画に関する事業は、平成26年度に終了し、現時点で新たな計画はないとのことです。一方、基金は、会計室において、統一的な運用方針に従い、適正に運用しているとのことです。</p> <p>現在、基金は、約174百万円である（令和5年度末現在）。</p> <p>本市は、市役所建替えをはじめ、公共施設整備等には、今後も多大な資金を要する状況である。基金廃止には、駅前整備基金条例の廃止を含む見直しが必要であるが、会計室は基金の運用だけを担うものであり、基金の廃止を含めた見直しを担うのは、担当課である都市計画課である。</p> <p>条例の改廃を含め基金をどうするかについては、担当課が責任を持って対応しなければならない。</p> | | |
| | (令和7年5月1日 令和6年度 定期監査) | | |
| 措置状況調査 令和7年度 | <p>ご指摘のとおり、駅前整備基金条例は、当初、富田林駅北口広場の整備を目的として制定され、その後、富田林駅南地区都市再生整備計画に関する事業は、平成26年度に終了しております。しかしながら、当該条例は、その使途として、富田林駅周辺の整備事業に限定しておらず、今後、整備の可能性のある市内の各駅の周辺整備に充てる可能性もありますことから、当該条例の見直しについては、今後、事業実施に対する充当や関係課の動向、他の基金との関係を踏まえ、検討してまいります。</p> | | |
| | (令和7年9月30日現在 検討・改善状況) | | |
| 措置状況 | 検討中 | 措置完了(見込)年度 | 未定 |

※措置完了したものについては、措置状況調査欄に措置内容を記載すること。

※本調査後に措置完了したものについては、措置通知を提出すること。

監査等指摘事項措置状況管理票

| | | | |
|---|--|------------|----------|
| 監査名 | 令和6年度定期監査 | 指摘日 | 令和7年5月1日 |
| 部局名 | 産業部 | 課名 | 商工観光課 |
| 指 摘 事 項 等 | <p>【検討・改善】地域就労支援事業について</p> <p>地域就労支援事業については、委託業務として富田林市人権協議会と契約している。同業務において、令和6年度の相談実績が大きく減っている。担当課の説明によると、その理由の一つに支援員の交代があったとのことである。業務においては、相談・カウンセリングのみならず、相談者ごとに阻害要因（課題）を検討する場合、相談員がコーディネーター役となり、子育て支援、生活支援、困窮者支援、障がい者支援の関係機関が参画する個別ケース会議もあり、かかる高度に専門的な業務を担える者が必須である。そのような適格者を、協会内において配置することが困難であれば、相談担当者の業務内容について委託契約内容も含め見直しが求められるところである。</p> | | |
| | (令和7年5月1日 令和6年度 定期監査) | | |
| 措 置 状 況 調 査 令 和 7 年 度 | <p>ご指摘のとおり、本業務は相談者（就労困難者）ごとの多種多様な課題を把握する必要があります。業務受託者である富田林市人権協議会においては、生活相談や人権相談等、様々な相談を総合的に受け付けており、本業務においては大阪府による研修を受講した就労支援コーディネーターがこれまでと同様に相談の対応を行っております。</p> <p>相談件数の減少については、令和6年度中に減少理由のヒアリングを実施し、前任担当者からの引継ぎ徹底や、これまでの相談者に対するフォローアップを強化するよう、2度に渡って依頼しておりましたが、令和7年度の事業開始前に改めて受託者との認識合わせと要因分析等の意見交換を行いました。相談業務においては、件数のみで評価できるものではありませんが、情報発信や宣伝による認知度強化、社会福祉行議会を始めとする他機関との連携強化で新規相談者を発掘し、また既存の相談者に対してのフォローアップ強化にて相談件数の増加を図る計画案が提出されております。この計画実施のもと、一定期間相談件数の変化を注視しつつ、「職業能力開発事業」に比重を置いた事業実施など、業務内容の見直しや委託料の精査を並行して行います。</p> | | |
| | (令和7年9月30日現在 検討・改善状況) | | |
| 措置状況 | 措置中 | 措置完了(見込)年度 | 令和8年度 |

※措置完了したものについては、措置状況調査欄に措置内容を記載すること。

※本調査後に措置完了したものについては、措置通知を提出すること。

監査等指摘事項措置状況管理票

| | | | |
|---|---|------------|-----------|
| 監査名 | 令和6年度決算審査 | 指摘日 | 令和7年8月18日 |
| 部局名 | こども未来部 | 課名 | こども政策課 |
| 指 摘 事 項 等 | <p>【意見・要望】こどもまんなか推進事業</p> <p>こども政策課では、「富田林市こどもの権利条例」企画調査等支援を業務委託している。条例制定にあたり、子どもの意見を多く聴きながら盛り込んでいく過程が重要と考える。しかししながら、こどもワークショップの参加者が少なく、集まらなかったこともあった。今後、条例が制定され、様々な施策を展開するにあたっても非常に重要な課題であることから、例えば、こどもが参加しやすくより多くの意見が聴けるような手法を、委員会や委託業者から提案・検討いただくことなどにより、より当市らしい条例づくりを進められたい。</p> | | |
| | (令和7年8月18日 令和6年度 決算審査) | | |
| 措 置 状 況 調 査 令 和 7 年 度 | <p>子どもの参加については、令和6年度第3回条例検討委員会において議論しました。その際に、こども向けの企画を作る際、開催時期や時間帯をはじめ、交通手段やチラシ・企画内容など、こどもが参加しやすく、より多くの意見が聞けるような手法についてご意見をいただきました。</p> <p>また、委託業者の知見活用を含め、令和7年7～8月に実施の小学校4年生から高校生までを対象とした「子どもの権利条例一緒に作ってみない会」（ワークショップ）では、参加者へのQUOカード配布や、学校との意見交換により「富田林市子どもの権利条例作成こども委員」認定証の付与、学校昼休みの校内放送による周知、会場への送迎運行など、参加意欲に訴求する工夫を実施し、こどもたちの応募につなげました。</p> <p>権利条例制定後においても、市の計画策定や条例の効果検証にあたり、子どもの声を聴く仕組みの導入を予定しているため、本指摘事項を踏まえながら、引き続き効果的な手法について検討・実施してまいります。</p> | | |
| | (令和7年9月30日現在 検討・改善状況) | | |
| 措置状況 | 措置完了 | 措置完了(見込)年度 | 令和7年度 |

※措置完了したものについては、措置状況調査欄に措置内容を記載すること。

※本調査後に措置完了したものについては、措置通知を提出すること。